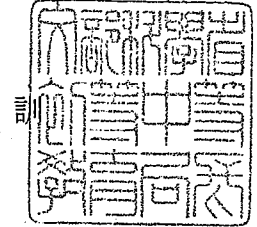


元文科初第318号
令和元年6月19日

各都道府県教育委員会教育長 殿

文部科学省初等中等教育局長事務代理
文部科学審議官 芦 立



(印影印刷)

教科書採択における法令遵守について（通知）

今般、大阪府内の市区町村において、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条第6項（別紙参照）の規定に違反し、教科書の執筆に携わる教育委員が、自らが関与した教科書に係る採択を行う教育委員会会議の議事に参加していたことが明らかとなりました。本件事案については、採択に影響はなかったと考えられる旨の報告を、大阪府教育委員会から受けているところではありますが、教科書採択の公正確保の直接の担い手である教育委員会において、法令遵守がなされていなかったことは、極めて遺憾であります。

令和元年度においては、高等学校の教科書のほか、小学校用の全ての教科書、中学校の「特別の教科 道徳」以外の教科書について、新たに教科書採択が行われることとなっていますが、「教科書採択における公正確保の徹底等について」（平成31年3月29日付け30文科初第1853号初等中等教育局長通知）で通知したとおり、教科書採択については、採択権者により公正確保が徹底されるとともに、調査員等を選任し、教科書の調査研究を行う場合においても、採択権者による十分な審議を行うことなどにより採択権者の責任が不明確とならないようにすることが不可欠となります。

本件事案を踏まえ、国立学校及び私立学校も含めた貴教育委員会の域内において、先の通知も参照しつつ、教科書採択における公正確保の徹底とともに、関係法令の規定に則り、採択権者の判断と責任により適切に教科書採択が行われることを確保するため、教育委員会会議はもとより、採択地区協議会や教科用図書選定審議会、調査研究会議等の教科書採択に至る全ての段階において、万全の措置が講じられるよう、域内の市町村教育委員会並びに国立学校及び私立学校への周知及び適切な指導・助言等をよろしくお願いします。

【担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係
電話 03 (5253) 4111 内線 2576

【別紙】

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

（会議）

第十四条（略）

2～5（略）

6 教育委員会の教育長及び委員は、自己、配偶者若しくは3親等以内の親族の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、教育委員会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。

7～9（略）